
6012. 領収確認 (バーコードリーダー)

業務コード	業務名
RCC30	領収確認 (バーコードリーダー)
RCC40	領収確認・済通登録 (バーコードリーダー)

1. 業務概要

(1) 「領収確認（バーコードリーダ）（RCC30）」業務

申告者から提出された領収証書に基づき、以下の手続き（以下、輸入申告等という。）に係る税額についての領収確認情報を登録する。

①輸入申告

②輸入申告（少額関税無税）

③特例申告（特例委託特例申告を含む。）

④特例申告期限内訂正（特例委託特例申告期限内訂正を含む。）

⑤蔵出輸入申告

⑥移出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）」業務による申告を含む。）

⑦総保出輸入申告（MWC業務による申告を含む。）

⑧輸入申告（沖縄特免制度）

⑨とん税等納付申告

⑩石油石炭税納税申告

本業務により要件^{*1}が満たされた場合は、輸入許可または出港許可とする。また必要に応じて^{*2}担保額の回復を行う。

輸入許可を伴う領収確認で、本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、時間外執務要請届がされている必要がある。ただし、輸入許可（沖縄特免制度）の場合を除く。

本業務が税関の一般執務時間内に行われる場合は、当該輸入申告等の税関内で申告先官署以外の官署でも本業務を行うことができる。

（*1）輸入申告等（特例申告を除く。）で即納分のすべての受入科目が完納となるか、とん税等納付申告で以下の条件をすべて満たしていること。

①「出港届等（VOX）」業務または「出港届等（WOT）」業務が行われていること。

②出港差止め中でないこと。

③次港以降が不開港の場合は、当該不開港がすべて不開港出入許可済みであること。

④出港届情報に登録されている不開港出入許可申請番号に対する不開港コードが次港以降の不開港と同一であること。

⑤完納となること。

（*2）輸入許可前貨物引取（以下、BPという。）承認後の貨物に係わる輸入申告（以下、IBPという。）が輸入許可となる、または納期限延長した担保引落とし済の輸入申告等である。

(2) 「領収確認・済通登録（バーコードリーダ）（RCC40）」業務

RCC30業務と同様に領収確認情報を登録し、併せて収納済情報も登録する。また、納税義務成立前^{*3}のものについては、徴収決定済額も登録する。

輸入許可、担保回復、出港許可及び時間外執務要請届については、RCC30業務と同様である。

本業務は、申告先税関官署のみで行うことができる。

（*3）納税義務成立前とは、申告等区分コードがA（納付方法が口座振替は除く）、またはEの場合を示し、納税義務成立後とは、それ以外の場合を示す。

2. 入力者

税関

3. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
輸入許可等通知情報 ^{*4}	輸入許可となった場合 ①輸入許可通知 ②輸入許可通知（少額関税無税） ③蔵出輸入許可通知 ④移出輸入許可通知 ⑤総保出輸入許可通知	申告者
		輸入者および輸入取引者 ^{*5}
石油製品等移出（総保出）輸入許可通知情報 ^{*6}	（１）MWC業務による移出輸入申告の場合で、移出輸入許可となった場合は、石油製品等移出輸入許可通知として出力 （２）MWC業務による総保出輸入申告の場合で、総保出輸入許可となった場合は、石油製品等総保出輸入許可通知として出力	申告者
		輸入者 ^{*5}
輸入申告控（沖縄特免制度）情報等 ^{*7} （海上のみ）	輸入許可となった場合は、輸入許可通知（沖縄特免制度）情報として出力	申告者
許可・承認貨物（輸入）情報	輸入許可となった場合（IBPを除く） ただし、最初蔵入等承認年月日が登録されている場合で、複数のB/L番号が登録されている場合は出力しない	通関蔵置場 ^{*8} （一括申告した場合または複数B/L番号を通関した場合すべての通関蔵置場）
		保税蔵置場 ^{*5} （航空のみ）
		搬入予定場所 ^{*5} （予備申告時に本申告の起動方法を税関空港で貨物引取時自動起動とされた場合）（航空のみ）
納付書情報（直納）	納税方式が即納と個別納期限延長が混在している輸入申告等で、輸入許可となった場合	申告者
許可・承認貨物（沖縄特免制度）情報（海上のみ）	輸入許可（沖縄特免制度）となった場合	通関蔵置場 ^{*5} 及び税関（通関担当部門）
出港許可（転錨・出港届受理）通知情報（海上のみ）	出港許可となった場合	届出者 ^{*9}
出港許可（転錨届受理）情報（海上のみ）	出港許可となった場合	出港届の書類提出先税関（監視担当部門）
予備申告（S）通知情報（航空のみ）	予備申告（航空貨物の集積場所で貨物引取時自動起動）に係る本申告自動起動が行われており、許可・承認となった場合（IBP許可を除く）	保税蔵置場 ^{*5}
原産地証明書情報確認結果通知情報	輸入申告DBの輸入承認証等識別に電子原産地証明書に対応するコードが登録されている場合で、許可・承認（BP承認は除く）となった場合 ^{*10}	原産地証明書内取内容の仮登録者 ^{*11}
		申告者 ^{*11}

別紙_原産地証明書情報 確認結果通知情報（仕入 書／内取情報）	以下の条件を全て満たす場合*10 ①輸入申告DBの輸入承認証等識別に電子原産地証 明書に対応するコードが登録されている ②許可・承認（BP承認は除く）となった ③C／O情報DBにおいて、仕入書番号及び仕入書 日付の繰返しが2以上登録されている場合、また は、内取情報が7以上登録されている場合	原産地証明書内取内容の 仮登録者*11
		申告者*11

- （＊４）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ０１「輸入許可等通知情報について」を参照。
- （＊５）システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。
- （＊６）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ０４「石油製品等移出（総保出）輸入許可通知情報について」を参照。
- （＊７）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ０３「輸入申告控（沖縄特免制度）情報等について」を参照。
- （＊８）本船扱いで本船利用船会社がシステムに参加している場合は、本船利用船会社へ出力する。
- （＊９）出港届業務で税関出力要表示に「Ｙ」が入力された場合は届出者に出力せず書類提出先税関（監視担当部門）に出力する。
- （＊１０）本業務を契機に、「原産地証明書情報系帳票出力（１ＣＯＰＲ）」業務（多数件）を自動起動し、当該出力情報を出力する。
- （＊１１）当該申告番号の先頭１０桁と一致する申告番号がＣ／Ｏ情報ＤＢに登録されている場合、かつ、原産地証明書内取内容の仮登録者（「原産地内取内容仮登録（ＯＡＣ）」業務の入力者）と申告者が異なる場合は、両方に出力する。